

「大学入試センター試験」において各教科・科目間に
著しい得点差が生じた場合の対応について

—— 各国立大学の意見 ——

(注) ここに集録した意見は、46の国立大学から寄せられた
もので、大学又は学部等の意見のほか、学長個人として
の意見及び一部教官の意見も含まれている。

平成元年11月14日

国 立 大 学 協 会

○ 1 大学入試センター試験は、素点を調整しないことを基本とするのが、大学にとっても、受験者にとっても一番好ましいと考えます。しかし、各教科・科目間に余りにも著しい格差が生じた場合には、必要な調整をするのが現実的な方法と考えます。

その場合の著しい格差とは、100点満点で平均点30点程度ではないかと思います。

2 得点修正を各大学の判断で実施することは、時間的制約もあり、一方、各大学の取扱の違いにより、受験生・社会に大きな混乱を与えることが予測され、適切とは思われません。

従って、あらかじめ、得点修正の基準・方式等を公表したうえで、それに則って大学入試センターが、一元的に処理するのが適当と考えます。

3 得点調整方式は、例示の回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」が適当だと思いますが、この方式では、得点(素点)が減点される場合が生じ、そのことが自己採点後の受験生に与える影響が非常に大きいことが問題として指摘されると思います。

出題者が非常な努力を傾注して科目間の得点差ができるだけ少なくするため多くの方全の策を講じておられるにもかかわらず、現実の結果として科目間に得点差を生じていることは否定できません。差があるのがむしろ自然であると考えます。従って、本来素点を調整しないのが基本であろうと考えます。

○ 参考としての意見

等百分位点法による調整点について

高得点者（90点以上）では科目間の差は少ないが、中得点者では科目間の得点差は調整しきれておらず、むしろ偏差値による方が差が少ないと考えられる。

○ 1. (1) 実施の基準について のイについて

科目間に大きな差が生じない出題の工夫が最も重要であるが、「極端な差」（目安として20%以上）が生じた場合得点の調整も止むを得ない。

しかし、今後、この種の調整がなされることが慣行化し、前提になると、出題そのものが安易になり、容易に差が生じる懸念がある。

2. (3) 得点調整の方式について のアについて

偏差値によるものより、等百分位点法の方式の方がよい。

しかし、平成元年度の調整例を見ると、素点の高得点側での科目間格差が大きすぎる。通常合格圏内の受験者数は、平均点近傍より高得点側で多い。従って、他科目よりも平均点の特別低い科目のみを調整し、他は調整しない方がよい。

3. 以上のように調整の方法は、どちらをとっても難があるので別の方法を考える必要もある。特に、平均点の低い科目的配点で工夫されるよう望む。

○ 問題作成に当たって、科目間に著しい得点差を生じないように努力することは当然であり、調整を行わないことを基本とすべきであるが、それにもかかわらず、得点調整をせざるを得ない事態が避けられないであれば、「理科及び社会について、大学入試センターが一元的に、毎回、必ず調整を行う」ことにすべきである。

○ ① 選択制であるかぎり、得点差を生ずることはやむを得ない。

② まず、大学入試センターの言うごとく「各教科・科目間に著しい得点差が生じないよう試験問題の作成段階で万全の努力を払う」ことを期待する。

③ にもかかわらず、著しい得点差が生じた場合、調整を行うか否かの判断の手続き及び調整の具体的な方式などについては、大学入試センターの判断・決定に一任する。

○ 問題とされている「得点調整」は基本的に行うべきでないと考える。その理由は、

(1) 教科・科目間に一定の得点差が生ずることには、受験者層のちがいなどを反映したそれなりの合理性がふくまれており、その合理性を失わせるおそれのある「得点調整」はむしろ別の弊害を生じさせる可能性があると思われる。

(2) 仮に、「得点調整」が問題とされる場合でも、今回提起されている方が、合理的であるとの証明は示されていない。

従って、この方式によって合理的な改善が得られるることは期待出来ない。

それゆえに、出題段階での問題適正化の努力に万全を期すことを重ねて要望するものである。

○ 1 科目間調整を必要とする事態は今後極力避けるよう努力されたい。

2 大学入試センター試験の多様な利用方法を考えれば、大学入試センターの判断による科目間調整の必要が生じた場合でも、素点及び素点に関連する情報も大学に提供してほしい。

(6) 少数科目について

当面の措置として、原案に賛成である。

(7) 追試験の取り扱いについて

止むを得ぬ措置としてその通りと考える。

3. その他

これらの措置について事前に周知することは当然であるが、内容の具体については受験生に明快に理解出来るよう明示する必要がある。

○ 原則として得点調整を行わないことを基本とするべきである。試験問題の作成段階で万全の努力を払うことが必要である。

試験問題の難易差に起因している場合、必要な調整を行うことはやむを得ないのではないか。

仮に得点調整を実施せざるを得ない場合、各大学での修正は困難であり、大学入試センターにまかせるしかない。

実施の基準として「難易度に極端な差が生じた時」としていることについて、特に問題はない。なお、大学での利用方法が様々あるので、各大学での利用方法を調査して判断資料にするとよいとの意見もあった。

大学入試センターが実施するすれば、「実施の基準」、「実施の方法」は学識経験者等外部の者による適切な組織の意見を聴いた上で、センターが判断するのがよい。

得点調整を発表する場合、大学入試センターの業務日程を考えると、2日前でやむを得ないのではないか。

等百分位点法はよりよい方式だと思う。なお識別能力はあがる反面、せっかく頑張っても得点を削られる受験生がでてくる。受験生への配慮として、加点はするが減点はしないほうが良いのではないか。

当面、社会と理科について行うことでよいと思う。

5教科受験者の集団の成績を基礎データとするのはいたしかたない。

受験者少数科目と追試験を対象外とするのはいたしかたない。

○ 1. 処理の考え方は、大まかな方向としては悪くないと考えられる。

2. 回帰得点の分布に基づく方法について

得点調整は、基本的には無理であり、一方やろうとすればどのような方式ででも出来るもので、このような難しい問題に取り組まれている御苦労に感謝する。

回帰分析により他教科の成績を用いて基準点を求める場合、過去の経験から、回帰分析により説明のつく部分はそれほど大きくないことが想像される。まして、これを用いて分布を求めた場合に問題とする科目の成績をどれほど近似しているかに大きな疑点が残り、これがこの方式の問題点であろう。

一般に、過去の経験から、成績分布は教科・科目によりかなり異なるように思われる。

同じ科目の成績の過去の得点分布の情報等を加えた方がよいのではないかと考えられる。

いずれにせよ、種々の方式による慎重な検討をお願いしたい。

○ 本学としては大学入試センターで一元的に対応することは、特段の意見はありません。

ただし、得点調整する場合において、素点が減点されることは受験生に対する影響が大きいと思われます。

○ 1. 大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応についての基本的考え方について

・大学入試センターが一元的に得点調整を実施することが適当である。

2. 仮に得点調整を実施することとし、これを大学入試センターが行うこととした場合の手続、方式等について

第二に、センター試験の結果を、第二次選抜の資料としている大学（本学もそこに含まれる）に対しても、得点調整は、センター試験において不適切な出題が行われているのではないかとの疑念を生じさせ、選抜資料としての信頼性を損なう結果となる。このことは、ひいては、センター試験を第一次選抜の資料としてのみ利用するという、はなはだ好ましくない傾向を生じさせる原因となろう。

第三に、著しい得点差が試験問題の難易によるものか、あるいは受験者の質の偏りによるものかを判定することが必ずしも容易ではなく、後者の要素を考えれば、得点調整によってかえって選抜資料として有効性が減少することも考えられる。

② 調整の要件について

調整は、各教科・科目間に「著しい」得点差が生じた場合に実施するとしているが、著しい得点差かどうかを認定することは、必ずしも容易ではない。もちろん、センターとしては、一定の客観的基準を設けて、この認定を行うことになると思われるが、その場合でも、なお受験者の中に疑心暗鬼を生じさせ、そのことがひいてはセンター試験に対する社会的信頼性を損なう結果となろう。

③ 調整の方法について

調整方法として提案されている「等百分位点法」においては、他教科の得点をも総合した基準点を調整点とされている。しかし、このような基準点が調整の基準として信頼に足りるものかどうかについては、各受験者がそれぞれに得意・不得意の教科・科目をもっていることを考えると、問題を感じざるをえない。

なお、「等百分位点法」については、参考資料において詳細な説明がなされているが、参考資料では、この方法が総合的学力を判定するための合理的な方法であるとの考え方方が採用されているようであり、例外的に得点調整を行うとしている本文の考え方とは、食い違いがあるのではないかと思われる。

○ A. 「調整も止むを得ない」とする側の意見

(1) 実施の基準について

「極端な差」が生じた場合には調整も可とする。（差が少ないと場合は、当然調整せず）

「極端な差」の幅については、慎重に検討すること。

(2) 実施の基本的考え方と手続について

- ・調整を実施するか否かの基準と調整方式を予め定めて発表することは当然。
- ・その実施は、大学入試センターが、一元的に行うことが適当。
- ・時期は、各大学の出願2日前まで。

(3) 得点調整の方式について

「回帰得点の分布に基づく等百分位点法」がどちらかと言えばベターである。

なお、0点は0点であり、100点は100点である。今春の共通一次のように、0点を50点近くもかさ上げることは厳に慎むべきである。
平均点が他科目のそれに近付くべく收れんするように努めること。

(4) 実施に関しての6頁の(1)～(7)に対してはとくに異議なし。

B. 「調整そのものを否」とする側の意見

(1) これは、問題作製時において平均点が一定の基準に揃うように十分配慮すべきであり、それ以上の手を加えるべきではない。

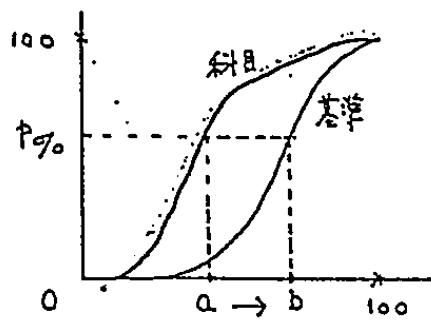
(2) 「極端な差」とは言っても、それをどう解釈するか。仮に30点を基準としても、それでは29点では何故調整しないのか、という疑問に対しては、どう答えるか。

(3) 従来の共通一次テストや次年度からの大学入試センターテストに当たり、その利用の仕方の中心は総合選抜である。

従って、センター試験で調整を実施した場合に、各大学や学部で行う二次試験への同様な波及を著しく憂慮する。

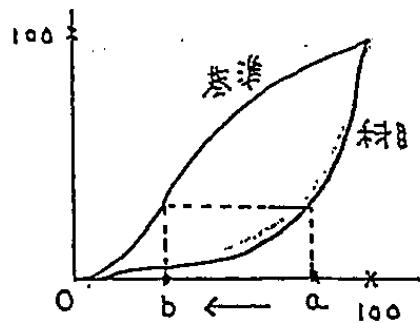
この点につき、従来からも利用している国公立大学や、次年度から参加をする私立大学側の意見をもっと聴き、慎重に対処して欲しい。

(a)



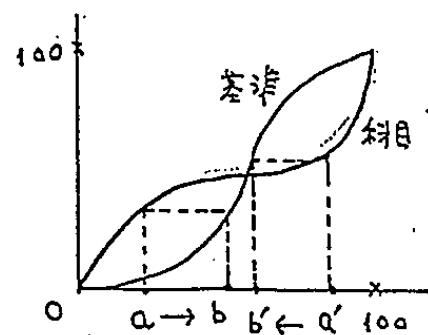
素点 a が加点されて調整点 b
に変換される case

(b)



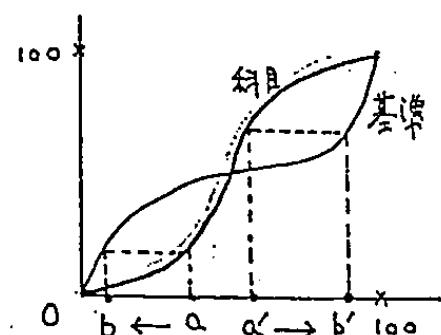
素点 a が減点されて調整点 b
に変換される case

(c)



素点の低い者は加点され、素点
の高い者は減点される case.

(d)



素点の低い者は一層減点され、素
点の高い者は一層加点される case.

- 1) 「得点調整」を行わないで済むような出題をすることを基本原則とすべきであるが、万一、「社会」及び「理科」の科目に著しい得点差が生じた場合における「等百分位点法」による調整はやむを得ないというのが、本学における大方の意見である。
- 2) やむを得ず、上記の方針を採用する場合には、「著しい得点差」の基準化または「得点調整」の方法等について、事前に受験生等に周知徹底しておく必要がある。また、「得点調整」を行った場合、自己採点が可能となるよう「得点調整」について受験生に理解させる措置を講ずる必要がある。
- 3) 他方、「得点調整はいかなる場合においても行うべきでない。」という意見もあった。
- 4) いずれにしても、事前の試験問題作成時に万全を期される必要があるというのが共通の意見である。

なお、今回のような重大な問題について意見を求められる場合、今後日程等で余裕をみていただきたい。

- 1. 大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応についての基本的考え方について
- (1) 各教科・科目間に著しい得点差が生じないよう試験問題作成の段階で万全の努力を払う。
- (3) 仮に得点調整を実施せざるを得ない場合
②入試センターが一元的に行う。
2. 仮に得点調整を実施することとし、これを大学入試センターが行うこととした場合の手続き、方式等について
- (1) 実施の基準は
イ. 素点だけでは適切な判定資料として利用することが困難な場合を目安とする。
- (2) 実施の手続きについて
アの前半、大学入試センター試験協議会に一任。
- (3) 得点調整の方式について
取敢えず回帰得点の分布に基づく等百分位点法とし、必要ならば次年度以降修正する。

I. 得点調整に関する基本的考え方

○ 原則として得点調整は行わない。

得点は受験者の学力、問題の難易度等様々な要素がからみあった場合から生ずるものであるから、特定の要素のみをとりあげて調整するのは適当でない。出題面での努力を重ねることはもちろんあるが、入学試験方式そのものの限界もみとめねばならない。

○ 基本的には(1)の意見が妥当であると考える。得点が低いということは、受験生の側からいえば不勉強であったということの証拠であり、他方、問題作成者の側からいえば、同一教科内の科目に関して得点格差が極端に開くということは、問題作成が不適切であったということに外ならない。そのいずれも、試験という問題にはある意味で常に必然的に附隨する宿命であり、得点が低いからといって、ある特定の教科・科目に関して得点調整を行うということは大学入学試験の本来の主旨に反する。この場合、責められるべきは不勉強であった受験生と、不適切な問題を作成した問題作成者であると考える。

○ 学部長の個人意見として

大学入試センターは、各大学（学部）に受験者のえた素点を提供すべきであると考えます。

同センターが、入学試験を実施する大学（学部）の意に反して、いわゆる「得点調整」の結果のみを提供しうるかどうかには法制上疑惑があるともいえるので、慎重な取り扱いが望まれます。

○ 当然のことながら、こうした事態の生じないように事前の打ち合わせ等を十全に行われたい。

○ 時間がありませんでしたので、学部入試専門委員長としか相談できませんでしたが、私個人としては、当学部では大学入試センター試験を資格試験的なものと考えておりますので、あえて得点調整を行う必要はないと思います。

○ 大学入試センター試験は、素点を用い調整をすべきでないと考えます。それは、平均点に差を生じても、受験者の実力の相違なのか、問題が不適切であったのか判定できないこと、調整の方法にも問題が残ることなどの理由によります。学部長としての私見ではありますが素点を用いていきたいと考えます。

○ 原則として修正は好ましくない。

○ 得点調整は、しない方が望ましい。

○ 特定教科の科目間の「得点格差が許容できる範囲を越える」、あるいは、「極端に開く」と判定された場合には、やむをえざる処置として大学入試センターが得点調整を行うことにならざるをえないと考える。しかし、これはやむをえず行うのであって、本来は行ってはならないことを行うのであるということを十分に心得ておくべきである。

・得点調整を行う場合の手続・方式

得点格差が「許容すべき範囲を越える」「格差が極端に生じる」という場合、何をもって極端と規定し、誰が許容しえないと判断するのかについては、どのような処置がとられるにしても最後まで疑問が残る。それは、入学試験に関して本来行うべきでないことを行おうとしているからである。

まして、試験に先立って、あらかじめ「得点調整を実施するか否かの基準」と「その調整方式」をきめておくという方策は、得点格差が開くことを予想して大学入試センター試験を実施することになり、他方、この方策を定めることは、試験問題作成が安易に流れるということが生起しかねない処置ともなる。従って、こうした基準と調整方式を前もって定めるということは、入学試験本来の主旨と矛盾した企てといわなければならぬので、こうした処置はとるべきではないと考える。

この点、最大の妥協として、得点調整を行うためには、大学入試センターと大学入試センター試験を利用する全大学関係者による全員一致の同意が必要と考える。この同意がえられない限り得点調整は行うべきではない。まして、大学入試センター独自の判断による独断専行は許されてはならない。

もしも、得点調整を行わざるをえない状況が出現した場合には、教育学上、又は、数理統計学上最も妥当と考えられる方式によって行われるべきである。

なお、得点調整の対象となる教科・科目は科目選択の幅が最も広い「社会」と「理科」にのみ限定すべきである。基礎データーは5教科を受験した者の集団の成績を使用するのが妥当と考える。

受験者少教科及び追試験に関しては、勿論、得点調整の対象とすべきではない。

以上は、学部長個人の意見であることを附記しておく。

○ 万一そうした事態が生じた場合には、全国的見地から調整できる機関は、国大協および入試センターのみであるから、国大協の意見を十分に考慮したうえでの入試センターの決定に一任するしか方法はないものと考える。

○ 「極端な差」が生じた場合にあってはやむを得ないと思料します。

事項ごとの意見については当然の意見であり、他に意見はありません。

なお、得点調整の方式については回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」がよいと思料します。

(3) 「誰が得点調整の要否を決定するか」

- ① 「利用する大学」の立場からは、「各大学の判断に委ねることが適當である」との考え方には、賛成。

これに対して、時間的制約とか受験者等の混乱などの難点が挙げてあるが、これらは大学間の申し合せ等で解決できるものと思われる。

- ② 「入試センターが、一元的に行うことが適當である」との考え方には、反対。

この考え方の根拠として、入試センターが、さまざまなデータを保有していることなどが挙げられているが、元来そのようなテクニカルなデータで判断できる問題ではないのである。

- (4) 「①、②、③の3点について、適切な時期に受験者等に発表し、周知しておく必要がある」との考えは、当然のこととして、賛成。

2. 得点調整を入試センターが実施する場合の手続、方式等について。

(1) 実施の基準

ア. 1. の基本的考え方からすれば「得点調整は、極端な差が生じたときにのみ行うことが適當である」との考えになるのが当然である。したがって、賛成。ただし、イ.への回答を参照されたい。

イ. 「極端な差」として、賛否を答えるべき何の案も示されてないのはどういうことか。これは、結局「極端な差」と判断すべき何の具体的根拠もないことを語るに落ちたものでないか。

()内の「概ね30点」を「極端な差」と判定するのにどれだけの根拠があるのか。

(2) 実施の手続等について

ア. 「大学入試センターが、実施すべきか否かを判断し、――実施すればよい」との考え方には、賛成。

「その決定に当っては、――適切な組織の意見を聴く必要がある」との考え方には、反対。

(意見) 実施の主体がセンターにある以上、センターの責任で実施すべきである。

イ. 技術的なことで、当然であろう。

(7) 追試験の取扱いについて

「対象外とする」のには、賛成。

(意見) 同上

(注) 全体として、結論誘導的なアンケートのような印象を受けるのは残念である。

○ 結論として、全般的に特に異論を申し述べる部分はありません。

以下、順を追って記述していきます。

1. (1) あくまでこの基本原則が達成されることを望んでおります。

(2) 3行目の「一方 …… 考え方もある。」に賛意を表します。

(3) ②に賛成

(4) と同意見

2. (1) ア 極端な差が生じた時にのみ行う事に賛成

イ 賛成

(2) ア 大方に於いて賛成である。ただ、後段の「一方、 …… 考え方もある。」がより望ましいとも思われるが、時間の制約など、手続上クリアしなければならない問題点も残っているように思う。

イ 賛成

(3) どちらかと云えば回帰得点分布に基づく「等百分位点法」が適当かと考えられる。

(4) 当面、「社会」及び「理科」の科目間に賛成

(5) 下2行の「5教科を …… の案」に賛成

(6) 下1行の「当面は …… せざるを得ない」に賛成

(7) 賛成

(注) 強いて言えば、利用大学に素点と修正点の双方を示してもらい、それらを参考にすることも考えられるのではなかろうか。

○ 2 仮に得点調整を実施することとし、これを大学入試センターが行うこととした場合の手続き、方式等について

(1) 実施の基準について

ア 選択科目の平均点に「極端な差」ではなく「ある程度の差」が生じたときには、得点調整を行うべきである。

(2) 実施の手続等について

ア 調整方法が妥当であったか否かについては、大学入試センター試験終了後、大学関係者、学識経験者等からなる適切な組織の意見を聞く必要がある。

(3) 得点調整の方法について

イ

(イ) 回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」

得点調整を実施せざるを得ぬ場合には、「等百分位点法」が無難であると考えられるが、次のような疑問点もだされた。

この方法では、標準偏差は統一されると思われるが、受験生の順位が得点に換算され、素点が得点に換算されない難点がある。

また、もし素点で標準偏差の非常に小さい結果が出た場合に、「等百分位点法」により標準偏差を拡大することは、不適当な出題にもとづく「偶然による得点の大小」をそのまま拡大することになる可能性があるとの疑問が出された。

(6) 受験者少数科目の取扱いについて

今後、少数科目も対象とすることが出来るよう検討すべきである。

(7) 追試験の取扱いについて

受験者数が150人程度と少數である限り、統計的処理は適当ないので、対象外とせざるを得ないと考えるべきである。

別紙（その1）

得点調整について

平均点に極端な差が生じた場合には、得点調整も止むを得ないだろう。

方法としては、回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」でいいのではないか。

但し、その場合において次の例1、2に示すような、得点分布に極端な片寄りがある場合に、どう対処するかを考えておく必要があるのではないか。

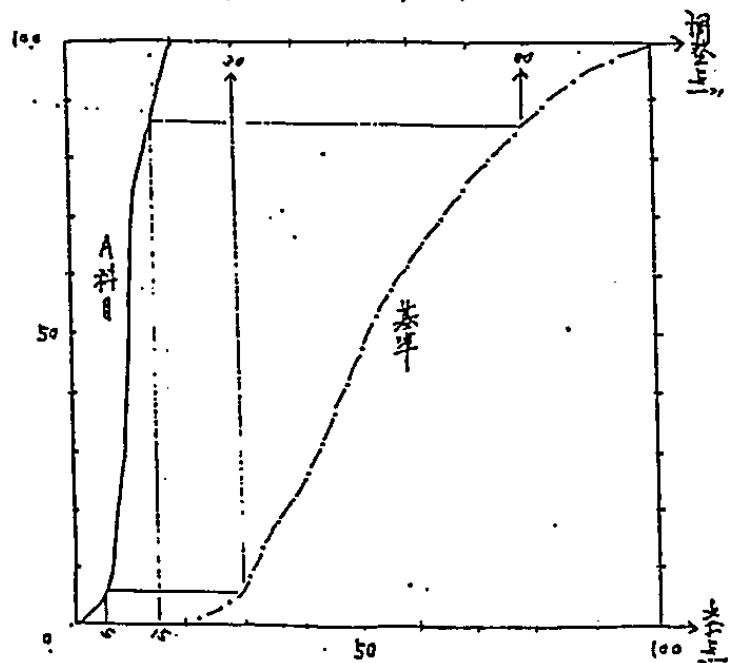
〔例1〕

A科目は全員 0点から20点であったとする。

素点 5点 → 調整点 30点

素点 15点 → 調整点 80点

とA科目と基準の両曲線の間は上側方向に広がっており、上方になるほど得点を過大評価する傾向にある。



- 得点調整をする場合、「試験問題の難易差に起因するのか、あるいは受験生の学力差に起因するのか」の判断が難しいのではないか。
- 得点調整をする事態が生じた場合は、各大学で対応することは適当ではなく、大学入試センターが一元的に行なうことが適当である。
- 得点調整実施の手続きについては、大学入試センターがあらかじめ定めた基準に照らし、実施するか否かを判定する方式に賛成する。
- 得点調整の方式としては、「偏差値」による方式と、回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」のどちらかを採用するかは、賛否両論があり、検討期間が短いため決定しがたい。

○

各事項に対する意見

1. (1) この基本認識に立って共通第1次学力試験も施行されてきたはずであり、大学入試センター試験もそれを継承してよい。
(2) 一般論として理解できるが、現実には「著しい得点差」や「許容される範囲」を他の諸事象と独立に「数」で表示するのは困難と思われる。逆に、諸要因を絡めて判断しようとすると、そのプロセスで複雑、微妙になり安定感に欠ける。
(3) ② 修正を必要とする前提に立てば、当面この方法以外には考えにくいし現実的でもない。（その意味で①の後半部の主張は肯定できる。）しかし、「一元的に行なうこととしたとしても得点調整の適否の判断が安定して行えるかどうか」疑問である。例えば許容範囲を1点でも超えると機械的に判断できるか。
(4) 今年度の経験からも事前に周知しておくことは必要であり、すでに「せざるを得ない」環境にある。
2. (1) ア 1. での論を整理するとここでの論旨を支持することになる。
イ 「判定資料として利用することが困難」であるかどうかは、利活用の仕方と連動して判断すべき側面もあり、傾斜配点や均等配点の仕方によって有効度が異なる。
(2) ア 地震予知と対策委員会の例に見る如く、臨機の体制を敷いておくのが混乱を少なくする手立てであり、大学入試センターとしても好都合であろう。しかし適正有效地機能しうるかどうかは疑問である。

- 大学には素点（又は、素点並びに調整点）を提供し、大学で処理判断する。
- 平成元年度までの反省に立っての実施であれば、科目間に差が生じても修正する必要はないと考える。
- この資料だけでは充分理解できないが、どちらかと言えば調整は必要ないと考える。

◎ 1 大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応についての基本的考え方について

○ (1)及び(2)について

各教科・科目間に著しい得点差が生じないよう試験問題の作成段階で万全の努力を払うことが基本であり、最も重要なことであるが、万一これが生じた場合は、必要な調整の措置を行わざるを得ないだろうという意見が多い。

○ (3)について

得点調整については、大学入試センターにおいてその適否を決定の上、一元的に行うのが適当である。

2 仮に得点調整を実施することとし、これを大学入試センターが行うこととした場合の手続、方式等について

○ (1)について

実施の基準としては、極端な差が生じたときにのみ行うことが適当である。

○ (3)について

得点調整の方式としては、回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」の方が適当である。

3 その他（全般的な意見）

この件については、大学入試センターにおいて自信をもって実施してはどうかとの意見がある。

2. 手続き、方法等について

(1) ア. 賛成

イ. 賛成

(2) ア. 大学入試センターが実施するか否かを判定し、調整すること。大学関係者等組織の意見を聴くべきではない。組織の意見はその構成員の違いによるバラツキがあり、また構成員は年度によって変動するから調整方式に一貫性が保てなくなる恐れがある。

イ. 賛成

(3) ア. (イ) 「等百分位点法」による調整方式に賛成する。

(4)

(5)

(6)

(7)

} 賛成

○ 1. 著しい得点差が生じた場合には、「得点調整」を行うべきである。

2. 得点調整を実施する場合には、調整の基準、方法について公表すべきである。

3. 得点調整は、大学入試センターが一元的に行うことが適当である。

4. 「回帰得点の分布に基づく等百分位点法」の得点調整方式に異論はない。

5. 得点調整の対象教科・科目は、社会及び理科とする。

6. 得点調整の対象外の取扱いについては、大学入試センターの趣旨に異論はない。